

令和6年度 長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

よくあるご質問一覧

◆応募（申請）関係編

	Q	A
1	支援候補者に登録された場合、支援が決定するのか。	登録することだけで支援が決定するものではなく、対象業種へ就職後、遅滞なく所定の手続きが必要です。 就職後の認定申請時の応募者が多数の場合は、選考の上、支援候補者を認定する場合があります。
2	支援候補者の登録後に他の対象奨学金の申し込みを行う予定だが、本事業の支援候補者であれば、必ず奨学生として採用されるのか。	各奨学金の審査と本事業の審査は別のものであり、本事業の支援候補者として登録していても、各奨学金の貸与基準を満たしていない場合は、奨学生として採用されない場合があります。
3	支援候補者に登録決定された場合、就職後の奨学金返済は猶予されるのか。	本事業の支援候補者として認定されたからといって返済猶予にはなりません。約定に従って返済を行ってください。
4	入学時の一時金と奨学金の利息は支援対象となるのか。	入学時の一時金や奨学金の利息、奨学金の返済を延滞した場合の延滞金は支援対象外です。
5	長崎県内で働きたいと考えているが、現時点ではまだはっきりしません。応募できるのか。	応募時点において、長崎県内の対象業種へ就職することを少しでも検討されている方であれば応募可能です。
6	現在大学院1年生だが、大学時代にも対象奨学金を受給していた。支援を受けられる対象は大学院時代のみか。大学の時からの合計か。	大学等の入学から大学院卒業までに受給した対象奨学金全体が対象となります。
7	本事業と他の奨学金返済支援制度を併用できるのか。	併用できますが、本事業と他の奨学金返済支援制度を併用する場合、本事業による支援額は、奨学金の総額から他の奨学金返済支援制度による支援額を差し引いて算定する場合があります。